

## eシールに係る認証業務調査手数料規程

### (目的)

第1条 この規程は、eシールに係る認証業務の認定に関する規程(令和7年総務省告示第113号。以下「告示」という。)に基づき、一般財団法人日本データ通信協会(以下「協会」という。)が実施する調査等及び確認の業務に係る手数料(以下「調査手数料」という。)並びにその額の算出方法を定めることを目的とする。

### (調査手数料の種類)

第2条 調査手数料の種類は、次の各号のとおりとする。

- 一 新規の認定に係る調査(告示第3条第3項)
- 二 認定の更新に係る調査(告示第4条第2項で準用する第3条第3項)
- 三 変更の認定に係る調査(告示第5条第2項で準用する第3条第3項)
- 四 認定制度の適正な運営のための調査(告示第8条第3項)
- 五 監査報告の確認(告示第8条第1項)

### (調査手数料の項目)

第3条 調査手数料の項目は、次の各号のとおりとする。

- 一 基本手数料:調査手数料の種類毎に定めた基本となる手数料
- 二 追加手数料:追加対象となる事由に該当する場合の手数料
- 三 管理費:当協会の管理費
- 四 諸経費:交通費・宿泊費等

### (調査手数料の額)

第4条 調査の手数料は、以下の各号に定める額を合計した額とする。

- 一 基本手数料は、第2条各号(第4号を除く。)の種類に応じ、次のとおりとする。
  - ア 新規の認定に係る調査 8,000,000円
  - イ 認定の更新に係る調査 4,000,000円
  - ウ 変更の認定に係る調査 2,000,000円
  - エ 監査報告の確認 300,000円
- 二 追加手数料は、追加の現地調査が必要となった場合、適合性評価の過程で説明資料の重要な修正・差し替えが行われた場合等において、追加で必要となる工数に応じて算出された額を請求することができる。なお、追加手数料の総額は、原則として基本手数料の額を超えないものとする。
- 三 管理費は、基本手数料又は追加手数料の額に10%を乗じた額とする。
- 四 諸経費は、交通費・宿泊費等の実際に要した額とする。

2 第2条第4号に規定する認定制度の適正な運営のための調査の手数料は、その対応に要した直接・間接の費用全額を請求するものとする。

(減額措置)

第5条 以下の各号に該当する場合、調査手数料を減額することができる。

- 一 告示第3条第3項の規定に基づき、調査の一部を行わない場合
- 二 その他、協会が必要と認めた場合

附則(デ協第 KB-003845 号)

この規程は、令和8年3月30日から施行する。